

問題

内閣提出の重要法案が衆議院で否決されたため、内閣総理大臣 A を首長とする内閣は、衆議院を解散することを決め、衆議院は解散された。

衆議院議員であった B は「衆議院の解散権の根拠は憲法第 69 条であり、衆議院の解散は、同条が規定する、内閣不信任決議が可決された場合又は内閣信任決議が否決された場合に限られる。よって、今回の解散は違憲である」と主張している。

この主張に対し、憲法上どのような反論が可能かについて、解散権の根拠に触れながら、論じなさい。

解答のポイント

平成 22 年から 4 年連続して人権に関する異例の出題が続いていたので、今年度は統治分野から近時の判例を素材にした問題が予想されていたところである。近時の出題は最新判例を素材にすることが多かったが、今年は昨年度までの傾向とは全く異なり基本事例を素材に衆議院の解散という基本的テーマの出題となっている。

ちなみに類似の問題が T A C の専門記述対策レジュメ（法律系）の問題 25 と参考問題 25－1、直前期オプション講座『国税／財務専門官憲法専門記述対策セミナー』レジュメの問題 24 にズバリ掲載されている。なお、第 1 回公開模試（東京都 I 類 B）の専門記述試験でもこの問題が掲載されている。

衆議院の解散自体は、統治分野の重要かつ基本的テーマであるので、受験者の多くが一定程度の記述はできたものと推測される。

このような基本的問題では、問題文の問いに対して正面から解答しているかがポイントである。問題文には衆議院議員であった B の主張に対する反論について解散権の根拠に言及しながら論述することが求められている。そして、その際に、解散の民主主義的意義を視点にした論述をすることにより、解散に対する基本的理解を示すことができれば高評価につながると推測される。

また解散権の根拠については従来から争いがあるが、憲法 69 条限定説を批判し憲法 7 条説をベースにして論述するとよいだろう。

解答例

1. B の主張

衆議院議員であった B は、①衆議院の解散は憲法 69 条に規定されている場合に限られる、②衆議院の解散権の根拠は憲法 69 条である、③今回の解散は違憲であるとする 3 つの点を主張しているが、以上の 3 つの主張は妥当でないと考える。以下理由を述べる。

2. 解散の意義

まず衆議院の解散とは、衆議院議員の全員について任期満了前に議員の身分を失わしめることをいう。そして解散の意義としては、(ア) 自由主義的意義、(イ) 民主主義的意義が挙げられる。

(ア) 解散の自由主義的意義とは、内閣に衆議院の不信任決議等の対抗手段を認めることにより、立法府と行

政府の抑制・均衡を図ることを意味する。

(イ) 解散の民主主義的意義とは、衆議院を解散させて総選挙を行うことにより、国民の政治的意思を国会に忠実に反映させることを意味する。そして政党内閣制の下では、選挙で民意を問えばそれが内閣にも反映されることになる。したがって、現代社会においては解散の民主主義的意義は極めて重大な意義を有する。

3. (1) ①の点

解散について具体的に規定した条項は憲法 69 条以外にないので、衆議院の解散は同条所定の場合に限られるとも思える（限定説）。しかし、上記のとおり衆議院の解散は民意を国政に忠実に反映させるという民主主義的意義をも有している。とすれば、解散は国民に信を問うべき場合にも認められるべきであって、限定説は、衆議院の解散の民主主義的意義を没却することになり妥当でない。また同条は内閣に対する不信任決議案の可決ないし信任決議案の否決の場合の内閣の方途に定めたにすぎず、解散を同条に限定する趣旨ではない。以上より、限定説は妥当でない（非限定説）。

(2) ②の点

限定説に立てば解散の根拠は憲法 69 条に求めることになるが、非限定説に立つと同条のみに解散の根拠を求めることはできない。ただ、非限定説に立ったとしても解散権の根拠をどこに求めるかについては争いがある。

この点、憲法が議院内閣制や権力分立制を採用していることに解散権の根拠を求める見解がある（制度説）。しかし、この制度説は前提となる制度自体が多義的であり、一定の制度から直ちに解散の根拠が導かれるわけでない。

そもそも、解散自体が元来政治的行為であるにもかかわらず国政に関する機能を有しない天皇（4 条）の国事行為とされているのは（7 条 3 号）、内閣の助言と承認が解散の実質的決定権を含むからである。したがって、解散権の根拠は憲法 7 条 3 号に求めるべきと解する。以上より、憲法 69 条以外にも憲法 7 条 3 号を根拠に内閣に衆議院の解散権が認められる。

(3) ③の点

解散権の根拠を憲法 7 条 3 号に求めるとしても、解散の民主主義的意義に鑑みると、内閣による解散は限界がないわけではなく、解散により改めて民意を問う正当な理由がある場合に限られると解される。例えば、衆議院で内閣の重要案件が否決されたり、重大な政治的争点に対処する等が挙げられる。

本問についてみると、内閣総理大臣 A を首長とする内閣が解散を決定した理由は、内閣提出の重要法案が衆議院で否決されたとある。とすると、内閣提出の重要法案が衆議院で否決された以上、内閣の国政運営に重大な支障が生じる場面であると考えられる。よって、改めて解散により民意を問う正当な理由がある場合といえ、今回の内閣の解散は合憲である。

以 上
(1,400 字)

TAC 生はココで解けた！

専門記述対策レジュメ（法律系）の問題 25（P. 189）及び参考問題 25-1（P. 190）、直前期オプション講座『国税／財務専門官憲法専門記述対策セミナー』レジュメの問題 24（P. 71）、第 1 回公開模試（東京都 I 類 B）の専門記述試験問題等を確認していれば、問いに対応する解答を作成することが可能だったであろう。